

佐賀県告示第三百六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

なお、鉛散弾規制地域の設定（平成十二年佐賀県告示第五百六十五号）は、平成二十二年十月三十一日限り廃止する。

平成二十二年十月二十九日

佐賀県知事 古川 康

一 名称

只江川河口指定猟法禁止区域

二 区域

杵島郡白石町新拓の只江川と町道新拓一号線との交点を起点とし、同町道を北東へ約六百メートル進み農道新拓三号線との交点に至り、同農道を南東へ進み農道新拓六号線に接続し、同農道を南東へ進み農道新拓九号線に接続し、同農道を南東へ進み農道新拓四十一号線に接続し、同農道を南東へ進み有明海堤防との交点に至り、同所から同堤防を南西へ約千二百メートルの地点まで進み、同所と白石町新明五十八号水路とを直線で結び、同水路を北西へ進み農道新明十六号線との交点に至り、同農道を北東へ進み農道新明十八号線に接続し、同農道を北西へ進み町道大和干拓線との交点に至り、同町道を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三 二の区域内で鳥獣等の捕獲等を禁止する指定猟法

鉛散弾を使用する猟法

四 存続期間

平成二十二年十一月一日から無期限